概況報告書綴

昭和　年度（　部）

保存期間（　年・永久）

保存期間終了（昭和　年　月）

西北国民學校

西北國民學校

他

西屯公學校概況報告書

明治三十六年四月八日 堪雅公學校西大墩分教場

獨立シ西大墩公學校ト

大正十年五月九日 庄名改正ニ伴ヒ西屯公學校ト

校名ヲ改稱ス

大正十一年四月一日水堀頭分教場ヲ設置ス昭和

西本公學校沿革誌

一、沿革概略

明治三十六年四月八日西堀雅公學校西大墩分教場ヲ設置セラレ明治三十七年四月十日本校ヨリ獨立シ西大墩公學校トシテ開校ス

大正十年五月九日庄名改正ニ伴ヒ西屯公學校ト校名ヲ改稱

大正十一年四月一日水堀頭分教場ヲ設置シ昭和

十二年四月高等科ヲ併置ス
設立以來今日三十四五年ヲ經過ス
二現況
(一)校地
校地二甲五分二厘八毛實習地七分四厘合計三甲二分五厘八毛ナリ内部ハ借地ヲ爲シ使用シツヽアリ
現在狹隘ニシテ將來更ニ校地擴張ヲ
十サントスル計畫ナリ
(二)校舍及其他ノ建物
校舍五棟二十三教室事務室御眞影奉安室
講堂青年團教室家事室推肥舍農具倉庫
(四)施設ノ現ニ二教室不足スルモ本年中增築
豫定ナリ
(三)宿舍

西文具店印刷

十六戸借上四戸計十五戸ヲ有シ現在二戸分不
足又
(四)経費及経理
経常費ハ五九一円分教場一七七円二見学
級當本校三四四円分教場五九円児童一人
(三)當本校約五四円分教場八四円十リ
昭和十四年度ニ學級増加セル毛特ニ臨時施
設ノ急ヲ要スルヲ以テ経営経費ハ極力節約
スル意ヲ以テ特ニ豫算ノ増加ヲ避ケタリ
物價例年ニ比シ五割以上騰貴セルヲ以テ経営
上非常ノ困難ヲ豫想セラルヽモ年度當初ヨリ
(五)極力節約緊縮ニ努メツヽアリ
學校ノ経理ハ順調ニシテ前年度旅費及修繕
費ニ不足ヲ生ジ一部補充セル他過不足ナシ

臨時費七千百三十一円ニシテ校舎二教室ノ増築費ナリ

(五) 職員

現職員本校二十七名分教場三名計三十名ニシテ男二十三名女七名ナリ

書簡第二聯隊ニ入營中ナリ

職員ノ健康狀態ハ良好ニシテ修養ニ努メ資格向上實力充實ニ努メツヽアリ

(六) 兒童

(イ) 就學及學級編制

現ニ本校一五三二分教場ニ一計一七四三名ヲ就學セシメ之ヲ二十八學級ニ編制ス

本年度ニ於テ八學齡兒童就學希望者全部ヲ入學セシメタリ又本年度ニ於ケル學齡兒童就學

近來女兒ノ就學希望増加シ本年度ニ於テ
八男一四、名女二、八名ノ
激増セリ
從來困難ナリシ女兒ノ就學ガ男兒ノ域ニ近ヅ
キツアル
(ロ)兒童ノ教養
教育勅語ノ御聖旨ヲ奉体シ皇運ヲ扶翼
シ奉リ國體ノ維持發展ニ寄與シ得ル皇國赤
子タラシム
(イ)教科ヲ通シテ國民精神ヲ涵養シ訓育ニ依リ
テ國民生活態度ヲ訓化シ養護ニ依リテ体
力ヲ充實ヲ計ルベク細案ニ依リ日々之ガ實
現ニ努力シ特ニ敬神生活ノ樹立生活ニ依ル
(ハ)皇民化ニ本年度特ニ努力ス

(ハ)特別施設

兒童ノ保健衛生ニ留意シ衛生婦ヲ置キ
トラホーム患者ノ點眼、虚弱兒童ノ肝油給飲ヲ行ヒ
ツヽアリ

(ヘ)學校ニ附屬セル團体

(イ)保護者會

各小學校ニ於テ經費一、〇〇〇円ヲ以テ兒童保護ニ
昭和十二年度ニ新設シ

學校ノ教育施設援助ヲ行フ

(ロ)同窓會

本校ノ卒業生全員ヲ會員トシ現在財産一
三、〇〇〇円ヲ有シ毎年一回總會ヲ開催ス

(ハ)青年團

本校卒業生中滿二十歳迄ノ全員ヲ加入セシメ
現在男子青年團員四二名女子青年團員二

一六名ヲ一部園員トシ公學校ニ入學セサリシ二十歳迄ノ園員ヲ二部園員トシ各ニ毎週一回

(ハ)寄教養シツヽアリ

三、將來施設スヘキ重要事項ニ關スル

(一)御眞影ノ奉戴

(ロ)御眞影奉安施設完成セルヲ以テ本年度中ニ奉戴セントス

(二)校地校舎宿舎ノ整備

校地狹隘ナルヲ以テ之ヲ擴張シ校舎宿舎ヲ

教授ニ支障ナキ迄ニ整備ス要ス

(三)青年道場ノ新設

青年教育ノ完璧ヲ期スル爲ニレガ指導ノ

中心施設トシテ青年道場ノ設置ヲ要ス

(四)プールノ新設

西文具店印刷

(四) 体育向上ノ施設トシテプールノ新設ヲ要ス

(1) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(2) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(3) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(4) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(5) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(6) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(7) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(8) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(9) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(10) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(11) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(12) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(13) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(14) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(15) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(16) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(17) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(18) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(19) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(20) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(21) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(22) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(23) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(24) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(25) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(26) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(27) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(28) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(29) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(30) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(31) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(32) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(33) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(34) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(35) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(36) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(37) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(38) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(39) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(40) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(41) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(42) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(43) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(44) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(45) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(46) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(47) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(48) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(49) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(50) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(51) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(52) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(53) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(54) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(55) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(56) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(57) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(58) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(59) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(60) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(61) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(62) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(63) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(64) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(65) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(66) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(67) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(68) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(69) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(70) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(71) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(72) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(73) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(74) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(75) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(76) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(77) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(78) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(79) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(80) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(81) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(82) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(83) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(84) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(85) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(86) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(87) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(88) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(89) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(90) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(91) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(92) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(93) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(94) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(95) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(96) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(97) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(98) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(99) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

(100) 青年学校ノ設置

青年学校令ノ施行サルルニ当リ青年学校ノ設置ヲ急ニ激ナル発展ヲ遂ケ其ノ生徒ハ正ニ国家ノ中堅タルヘキ青年ヲ以テ充タサルヘカラス

西中立學校
四文具店印刷

一、沿革（既往及現在ニ於ケル主要ナル事項ヲ記載スルコト）

（光緒二九年）
明治三十六年四月八日堤雅公學校西大墩分教場
（光緒三十年）
ト称シテ設置セラレ明治三十七年四月十日本校ヨリ
獨立シテ西大墩公學校トシテ開校セリ
（民国十年）
大正六年五月九日庄名改正ニ伴ヒ西北公學校ト校
名ヲ改稱（令和三十五年三月三十一日廃止）
（民国十二年）
大正十一年四月一日水堰頭分教場ヲ設置シ昭和十

十年四月高等科ヲ併置又爾来星霜ヲ経過又
設立以来今日三十五年ヲ経過又
ニ現況ヲ見ルニ本校ハ明治五年ニ学校ト称シ
校地ハ西大寺公学校ノ一部ヲ以テ之ニ充テ
校地ニ甲五分ニ厘八毛寡習地ニ分四厘合計三甲
二分五厘八毛ナリ内ニ一畝八歩ハ借地ヲ以テ使用シ
アレ共現在狭隘ニシテ将来更ニ校地擴張
ヲナサントスル計劃ナリ
(二)校舎及其他ノ建物
校舎五棟ニ教室事務室御真影奉安室
講堂、青年團室、家事室、推肥舎、農具倉庫ノ施
設アリ現ニ教室不足スルモ本年中増築ノ豫
定ナリ
(三)寄宿舎
寄宿生ハ西大寺尋常高等

(三)十一戸、借上四戸計十五戸ヲ有シ現在二戸分不
足ス
本年三十五年ヲ経過ス

(四)経費及経理
経常費本校ハ五九一円分教場ハ四円ニシテ
学級當本校ハ三四四円分教場五九〇円兒童一人
(二)當本校納五四円分教場ハ四円ナリ
昭和十四年度ニ学級増加セルモ特ニ臨時施設ノ
急ヲ要スルヲ以テ経營経費ハ極力節約スル意
ヲ以テ特ニ豫算ノ増加ヲ避ケタリ
物價例年ニ比シ五割以上騰貴セルヲ以テ経營上
非常ノ困難ヲ豫想セラルモ年度當初ヨリ極力
節約緊縮ニ努メツヽアリ
學校ノ経理ハ順調ニシテ前年度旅費及修繕
費並ニ生シタル一部補充ノ他過不足ナシ

臺中讀文堂印刷

臨時費七千百三十一円三
ナリ本年度ニ於テ校舎ニ教室ノ増築費
(五)職員
現職員本校二十七名分教場三名計三十名ニシテ男
十三名女七名ナリ
職員ノ健康状態ハ良好ニシテ修養ニ努メ資格
向上實力充實ニ努メツヽアリ
(六)児童
(イ)就學及學級編制
(ロ)現ニ本校一五一七、分教場二、九計一七二六名ヲ就學
セシメ之ヲ二十八學級ニ編制ス
本年度ニ於テ入學希望者全部ヲ入學セシメ
タリ
近來女児ノ就學希望増加シ本年度ニ於テハ

臺中藏文堂印刷

男百一名女一〇八名ニシテ女児ノ就學著シク激
増セリ

從來困難ナリシ女児ノ就學ガ男児ノ域ニ近ヅキツヽ
アルハ誠ニ喜ブベキ傾向ナル

(ロ)児童ノ教養

教育勅語ノ御聖旨ヲ奉体シ、皇運ヲ扶翼シ奉リ
國體ノ維持發展ニ寄與シ得ル皇國赤子タラシム
ル徹底シタル國民教育ヲ施シツヽアリ

教科ヲ通ジテ國民精神ヲ涵養シ訓育ニ依リテ國
民生活態度ヲ訓化シ養護ニ依リテ体力ノ充實ヲ計
ルベク細案ニ依リ日々之ガ實現ニ努力シ特ニ敬神生
活ノ樹立生活ニ依ル皇民化ニ本年度特ニ努力ス

(ハ)特別施設

児童ノ保健衛生ニ留意シ衛生婦ヲ置キトラホ

一ム人點眼、虚弱児童ノ肝油給飲ヲ行ヒツヽアリ

(ハ)學校ニ附属セル團体

イ保護者會

昭和十二年度ニ新設ヲ經費ヲ要セサル本年度ニ於テモ之ヲ實施セントス

ロ教育施設援助ヲ行フ

イ同窓會

本校ノ卒業生全員ヲ會員トシ現在財産一、三〇〇

(ニ)青年團

(イ)青年團

本校卒業生中滿二十歳迄ノ女子全員ヲ加入セシメ現在男

(ロ)子青年團員四二〇名女子青年團員二一六名ヲ一部團

員トシ公學校ニ入學セサリシ二十歳迄ノ團員ヲ二部団

員トシ夫々毎週一回宛教養ヲ行ヒツヽアリ

三將來施設スベキ重要事項

(ニ)円ヲ有シ毎年一回總會ヲ開催又指導ノ中心施設トシ

(二)、御眞影ノ奉戴

御眞影奉安施設完成セル
ニトス　二大學ヨリ國寶ニ指定
セラレタル二十處ノ國寶ヲ二箇

(二)、校地校舍寄宿舍ノ整備

校地狹隘ナルヲ以テ之ヲ擴張シ校舍寄宿舍ヲ教授ニ支
障ナキ迄ニ整備ヲ要ス

(三)、青年道場ノ新設

現在財産ニ

青年教育ノ完璧ヲ期スル爲之レガ指導ノ中心施設トシ
テ青年道場ノ設置ヲ要ス

(四)、青年學校ノ新設

青年學校令施行セラレ特ニ重要軍事施設ヲ有スル本
在ニ於テ青年ニ計畫的組織的教育ヲ施シ充全ナル
目的達成ヲ期スル爲昭和十五年度ニ於テ青年學校設

(一)、置ノ豫定計畫中ナリ

臺中 蔵文堂印刷

學事概況

昭和十八年九月

西屯國民學校

(五)、小學校ノ新設

近時當庄内ニ種々ノ重要施設ヲ通ジ内地人居住者ノ急激ナル増加ヲ豫想セラレ、之等子弟ノ教育機関ノ要望セラルルコト寔ニ切ナルモノアラヌ本年度ニ於テ新ニ小學校ヲ設置スル事ニ決セリ

(四)、義務教育ノ実施

(三)、青年訓練ノ強化

本庄ニ於ケル青年訓練ハ昭和十年ヨリ開始セラレ爾来逐次ニ其ノ内容ヲ充実シ来リ現在ニ於テハ青年学校ト相俟ツテ其ノ成果ヲ挙ゲツヽアリ

以上

臺中藏文堂印刷

西屯國民學校

昭和十八年九月

學事概況

西毛國民學校

明治三十六年四月八日堺尋常小學校西大墩分教場ト
シテ設置セラレ明治三十七年四月十日本校ヨリ獨立
シ西大墩公學校トシテ開校ス
大正十年五月九日庄名改正ニ伴ヒ西屯公學校ト校名
改稱
大正十二年四月一日水堀頭分教場ヲ設置シ昭和十一年
四月高等科ヲ併置ス
昭和十六年四月一日ヨリ名稱ヲ西屯國民學校ト改稱ス
設立以來今日迄ニ三十九年ヲ經過ス

設立以来ノ修了生　初等科（三十五回）　高等科（六回）

本校　男子　三二三二　男子　九二
　　女子　七一一　）二九四三　女子　一六　）一〇八

分教場　男子　一五〇　）一七八
　　女子　二八　）

二、職員

現職員本校　二十八名　分教場五名、特設講習所一

本校ニ名分教場ニ名青年学校指導員一名

合計男子二十四名　女子十三名（三十七名）

欠員本校五名

尚ホ員数ノ外資格向上ノ為メ研修養成ニ努メツヽアリ

三、児童

イ、就学及学級編制

現ニ本校ニ〇八ニ名分教場ニ〇五名計ニ三八名ヲ就学セシメツヽアリ

尚特設本校六八名分教場七四名計一四名ヲ三学級ニ編制ス

ロ、児童ノ教養

教育勅語ノ御聖旨ヲ奉体シ皇運ヲ扶翼シ奉リ国体ノ維持発展ニ寄与スル皇国民ノ錬成ニ努メ教養ニ当リツヽアリ其ノ要旨ニ従ヒ教科ヲ統合シ心身一

職員名簿

西屯田國民學校

體ノ錬成ニ努メ皇民生活能率ノ向上ヲ図ルベク細密ナル計画ニ依リ日々ノ実践ニ努力シ特ニ大詔ヲ奉戴シ眞ニ大東亜建設ニ寄與シ得ル次代ノ皇國民トシテ時局ニ即應セル精神力ト実行力ノ涵養ニ努メツヽアリ

四、將來施設スベキ重要事項

イ、御眞影ノ奉戴

御眞影奉安施設完備ノ上御下賜ヲ申請ノ予定ナリ

ロ、校地校舎宿舎ノ整備

校地狭隘ナルヲ以テ之ヲ擴張シ校舎宿舎ヲ授業ニ支障ナキ迄ニ整備ヲ要ス

職員名簿

西屯國民學校職員名簿

校長	奏任官	待遇	男	一	一	一	一	一	一
訓導	同	同	男	五	五	五	五	五	五
同	同	同	女	一	一	一	一	一	一
訓導	判任官	六級俸	男	一	一	一	一	一	一
同	同	五十圓幸二訓導	男	一	一	一	一	一	一
同	同	同	女	一	一	一	一	一	一
同	同	六七	男	一	一	一	一	一	一
同	同	六七	女	一	一	一	一	一	一
同	同	六九	男	一	一	一	一	一	一
同	同	六九	女	一	一	一	一	一	一
同	同	六九	男	一	一	一	一	一	一
同	同	六九	女	一	一	一	一	一	一
同	同	六七	男	一	一	一	一	一	一
同	同	六七

西毛國民學校

職員名簿

文堂印刷

西毛國民學校職員名簿　昭和十七年四月

| | 担任学級 | 担任学年 | 在籍 | 官職 | 俸給 | 資格 | 訓導 | 訓導 | 訓導

| | | |

西屯公學校職員名簿

職員名簿

| | | |

臺灣公立公學校訓導職員名簿

臺灣公立公學校訓導	久保田利作	
仝	李相澤	議員
仝	草間益美	
仝	氷下捨之助	
仝	賴止金	
臺灣公立公學校訓導	陳庭梧	
仝	廖德炎	

臺灣公立公學校訓導
〃
臺灣公立小學校訓導
臺灣公立公學校訓導
〃
〃
臺灣公立公學校訓導
〃
鄉員名簿

張　浩
山本香月
山下佐吉
何下通之根
漆島覺
李木火

臺灣公立公學校訓導
〃
〃
〃
〃
臺灣公立小學校訓導
〃
臺灣公立公學校訓導

久保田利作
相澤謙一
根目澤正紀
宮野克己
廣大善村
小鷹武夫
坂上君恵

臺灣公立公學校訓導

仝

仝

教員心得

仝

北島マキ子

双津七夫

長岡善弟

山田清正

木原笑子

金子業大

林驛藏一

久保田保秀

分教場

臺灣公立公學校訓導

仝　廖德卿

仝　張八愷

漆島多津